4　税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5　第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6　前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第二項中「添附しない」を「添付しない」に改め、同条第三項中「同条第四項」を「、同条第四項」に、「掲げる」を「定める」に改める。

第十六条の三第一項中「（昭和四十七年法律第七号）」を削り、同条第二項中「添附しない」を「添付しない」に改め、同条第五項ただし書中「手続」を「ところ」に改め、同条第六項ただし書中「掲げる」を「定める」に改める。

第十六条の四第一項中「前条第一項」を「第十六条の三第一項」に、「手続」を「ところ」に改め、同条第二項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の三第二項」に改め、同条第三項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の三第二項」に改め、同項ただし書中「前条第六項本文」を「第十六条の三第六項本文」に改め、同条第四項中「第十四条の二第八項」を「第十四条の三第八項」に、「第一項」を「第一項」に、「前条第五項」を「第十六条の三第五項」に改め、同条を第十六条の五とする。

第十六条の三の次に次の一条を加える。

（移出に係る航空機燃料用揮発油の免税に関する特例）

第十六条の四　前条第一項に規定する揮発油の移入をした同項に規定する場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該揮発油につき、当該移出をした日の属する月分の第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該揮発油の移出に関する明細書を添付し、かつ、政令で定めるところにより、当該揮発油が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、前条第二項本文の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一　当該揮発油を移出した者と当該揮発油を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二　前号の規定に該当するもののほか、当該揮発油の製造者が移出する当該揮発油が継続して移入される場所で、当該製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

2　前条第四項において準用する第十四条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する揮発油を継続して移入する場所であり、かつ、当該揮発油を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

3　第十四条の二第三項の規定は第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合について、同条第四項の規定は同号又は前項の承認を受けた者について、同条第五項の規定は同号又は前項の規定の適用を受ける必要がなくなつたときについて、それぞれ準用する。

4　前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条中「第十六条の四第一項」を「第十六条の五第一項」に改める。

第二十八条第四号中「第十六条の四第四項」を「第十六条の五第四項」に改める。

（石油ガス税法の一部改正）

第八条　石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例）

第十二条の二　前条第一項の規定に該当する課税石油ガスの移入をした同項に規定する用途に供する場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該課税石油ガスにつき、当該移出をした日の属する月分の第十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に当該課税石油ガスの移出に関する明細書を添付し、かつ、政令で定めるところにより、当該課税石油ガスが当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、前条第二項本文の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一　当該課税石油ガスを移出した者と当該課税石油ガスを当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二　前号の規定に該当するもののほか、当該石油ガスの充てん者が移出する当該課税石油ガスが継続して移入される場所で、当該石油ガスの充てん者が、政令で定めるところにより、当該移出をする石油ガスの充てん場の所在地（第八条ただし書の規定の適用がある場合にあつては、同条ただし書の規定による納税地）の所轄税務署長の承認を受けたもの

2　前条第四項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する課税石油ガスを継続して移入する場所であり、かつ、当該課税石油ガスを移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項に規定する書類の提出を要しない。

3　第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき石油ガス税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

4　税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は石油ガス税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5　第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6　前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条第一項中「前条第一項」を「第十二条第一項」に、「手続」を「ところ」に改め、同条第四項中「特に」を削り、同条第五項ただし書中「前条第七項本文」を「第十二条第七項本文」に改め、同条第六項中「手続」を「ところ」に改め、同条第七項中「前条第五項」を「第十二条第五項」に改める。

（石油石炭税法の一部改正）

第九条　石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第二項中「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同条第三項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項各号中「とき。」を「とき」に改め、同条第四項中「掲げる」を「定める」に、「手続」を「ところ」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「掲げる場所」を「定める場所」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（未納税移出に関する特例）

第十条の二　前条第一項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭の移入をした同項各号に定める場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき、当該移出をした日の属する月分に係る第十三条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該原油、ガス状炭化